

各区障がい者相談支援センターの評価手法について

各区障がい者相談支援センターの運営評価について、現在のところ各区障がい者相談支援センターの作成した自己評価シートを各区自立支援協議会に示したうえで、市自立支援協議会において報告を行っているが、客観的な一定の基準に基づく評価を取り入れ、その結果をいかしてよりよい運営・活動に向けた取組みを促進することを目的に、次のように評価手法を改変する。

1 評価手法の概要

- ・新たに「区障がい者相談支援センター事業実施基準」（別紙 1）を設定し、その基準に照らして客観的評価を行う。
- ・これまでの自己評価シートについては、その提出までの過程において各区障がい者相談支援センターが自発的に自らの活動内容を振り返り、その機能の充実に積極的に取り組むためのツールとして活用するため、一定の簡略化をしたうえで継続する（別紙 2）。
- ・また、毎月各区障がい者相談支援センターから提出いただいていた月報「大阪市障がい者相談支援事業実施状況報告書」（別紙 3）について、平成 24 年度からの業務委託内容に合わせて改変するとともに、日ごろの活動から把握した課題の解決に向けた積極的な活動報告「地域課題に対する取組み報告書」（別紙 4）（年度報）を追加する。

2 評価の手続き

- ・市職員が各区障がい者相談支援センターを訪問し、「区障がい者相談支援センター事業実施基準」（別紙 1）について実態確認し、評価を実施する。
- ・各区自立支援協議会において、「区障がい者相談支援センター事業実施基準」（別紙 1）の評価結果と、「自己評価シート」（別紙 2）、及び「地域課題に対する取組み報告書」（別紙 4）について審議・評価を実施し、その結果を市自立支援協議会に報告する。

※ 評価の仕組みの中で市職員が区障がい者相談支援センターを訪問して実態確認することで、各区障がい者相談支援センターの課題等を把握して共有することがねらいです。

3 評価対象期間

- ・毎年前年度の評価を行う。

4 スケジュール

- ・平成 25 年 2 月 市自立支援協議会に評価手法の変更について提案
- ・平成 25 年 3 月 市障がい者施策推進協議会に評価手法の変更について提案
- ・平成 25 年 4 月 区障がい者相談支援センター連絡会で評価手法の変更案について提示
- ・平成 25 年度夏頃まで 最終案を市自立支援協議会・障がい者施策推進協議会に提示
- ・平成 25 年度夏から秋 各区障がい者相談支援センターの実態確認、地域課題に対する取組み報告書・自己評価シート作成、各区自立支援協議会へのプレゼン
- ・平成 25 年度冬頃 市自立支援協議会に報告

5 その他

- ・将来的には別紙5のような形で応用評価として地域での支援体制作りにについても、客観的な基準に基づく評価を導入してまいりたい。
- ・ただし、現在の体制は平成24年度からの新体制であり、今後平成25年度の評価の結果も踏まえながら、自立支援協議会等のご議論をいただき、導入を検討してまいりたい。